



発江住第550号
令和6年7月30日

株式会社 赤松産業
代表取締役 赤松 雄一郎 様

江府町長 白石 祐治

一般廃棄物収集運搬業変更許可証

令和6年7月30日付けで申請の一般廃棄物収集運搬業変更届について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

記

許可日及び許可番号	令和5年2月28日付 発江住第130号
変更内容	代表取締役「赤松敬四郎」より「赤松雄一郎」に変更
事務所又は事業所の所在地	鳥取県西伯郡大山町高橋1406番地
取扱う一般廃棄物の種類	一般廃棄物
事業の範囲	収集運搬
許可期間	令和5年4月1日 ~ 令和7年3月31日
営業の区域	江府町全域

(許可条件)

- 1 許可業務の遂行にあたっては、関係法令及び条例、規則に定める事項を遵守し、誠意をもってこれに専念すること。
- 2 業務上における関係住民からの苦情等については、自ら責任をもって処理すること。
- 3 この許可証は、事務所内の見えやすい所に掲示すること。



鳥取県建設部
建設部 建設課

使用する車両

建設部 建設課
建設部 建設課

建設部 建設課

番号	車両	車両番号	最大積載量/kg	備考
1	ダンプ	鳥取100は1078	9,700	
2	脱着装置付コンテナ専用車	鳥取100は1199	10,400	
3	脱着装置付コンテナ専用車	鳥取100は1404	9,900	
4	キャブオーバー	鳥取100さ5583	3,100	
5	ダンプ	鳥取400せ1523	3,000	
6	ダンプ	鳥取100は1723	11,000	
7				
8				
9				
10				

(中略)

本表は、建設部建設課の管理する車両の状況を把握し、業務に活用するための資料として作成されています。本表の記載内容は、建設部建設課の管理する車両の状況を反映しています。本表の記載内容は、建設部建設課の管理する車両の状況を反映しています。